

令和7年度 第450回東京地方最低賃金審議会
議 事 要 旨

- 1 日 時 令和7年8月7日（火）午後4時16分～午後5時6分
- 2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1-1、1-2
- 3 出席状況 公益代表委員4名 労働者代表委員6名 使用者代表委員5名
- 4 議 題
(1) 東京都最低賃金の改正決定について（答申）
(2) その他

5 議事要旨

- (1) 東京都最低賃金専門部会から、「東京都最低賃金の改正決定に関する報告書」の読み上げ、審議経過説明により、要旨「現行の東京都最低賃金については、時間額は1,226円、額にして63円、率にして5.42%の引上げ、発効日は法定どおり、とするのが適当である。」との報告が行われた。

報告に対し、労使各側委員から以下の意見があった。

労働者側委員から

- ・ 実質賃金及び東京であるべき賃金水準を目指して、審議を行った。
- ・ 公益案に関しては、十分に納得いく金額とは言い難いものであったが、労働者側内部において議論を深めたので、その結果をもって、この後の採決に臨みたい。
- ・ 企業の賃金支払いを支える支援策の拡充については、労働者側としても強く要求していきたい。

との意見が出された。

使用者側委員から

- ・ 提示された公益見解は重く受け止める。しかしながら、企業に対して、過度な負担を課すことが、本当に妥当なのか、慎重に検討した上で、この後の採決に臨みたい。
- ・ 経団連の調査によると、大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた2025年の春季労使交渉の平均の賃上げ率が5.39%であった。一方、中央最低賃金審議会が示した目安を東京都に当てはめた場合の引上げ率は5.42%であり、大手企業の賃上げ率を上回る水準であった。中小・小規模事業者に対して、罰則という強制力を伴って、大企業以上の賃上げを迫るということには大きな疑問を

抱かざるを得ない。

- ・ 専門部会で、発効日の問題について、議論出来たことは大きな前進であった。
しかしながら、結果として発効日のあり方について、具体的な改善に至らず、
来年以降の審議に持ち越されたことは、極めて残念である。

との意見が出された。

同報告について審議がなされた後、採決が行われ、賛成多数で同報告どおり可決された。

同報告に基づき答申することが決定され、東京地方最低賃金審議会会長から東京労働局長に答申された。